4 文科高第800号令和4年9月8日

各国公立大学法人の長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する各地方公共団体の長 各 学 校 法 人 理 事 放 送 大 学 学 園 理 事 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 各 都 道 府 県 知 事 大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する 地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長 厚生労働省医政局長 厚生労働省社会・援護局長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各 地 方 公 共 団 体 の 長 独立行政法人日本学生支援機構理事長 日本私立学校振興·共済事業団理事長

殿

文部科学省総合教育政策局長 藤江 陽子

文部科学省高等教育局長 池田 貴城

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する 法律施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)

この度、大学等(大学(短期大学を含む。)、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下、「専門学校」という。)をいう。以下同じ。)における修学の支援(学資支給金(給付型奨学金)の支給及び授業料等減免)に関して、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第284号。以下、「一部改正政令」という。)が令和4年8月31日に公布されました。

一部改正政令の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その 運用にあたっては遺漏なきようお取り計らいください。 各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専門学校に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する大学及び専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校及び専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省におかれては、所管する専門学校に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

第1 改正の概要

- (1) 学資支給金の額を定めるための収入基準の算定方法の見直しについて独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2第1項に規定する学資支給金の額を定めるときに用いる支給額算定基準額の算定について、支給対象者が学資支給金が支給される月の属する年度(当該月が4月から9月までの月であるときは、その前年度。以下「学資支給金支給年度」という。)の前年度の12月31日においてその生計維持者の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、当該学資支給金支給年度の同法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額等の合計額から12万円を控除して得た金額に、100分の6を乗じた額を用いることとした。(第1条関係)
- (2)授業料等減免の額を定めるための収入基準の算定方法の見直しについて大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第6条の授業料等減免の額を定めるときに用いる減免額算定基準額の算定について、授業料等減免対象者が授業料等減免が行われる月の属する年度(当該月が4月から9月までの月であるときは、その前年度。以下「授業料等減免実施年度」という。)の前年度の12月31日においてその生計維持者の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、当該授業料等減免実施年度の同法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額等の合計額から12万円を控除して得た金額に、100分の6を乗じた額を用いることとした。(第2条関係)

(3) 施行期日等

一部改正政令について、令和4年10月1日から施行することとすること。

【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局

学生·留学生課 高等教育修学支援室

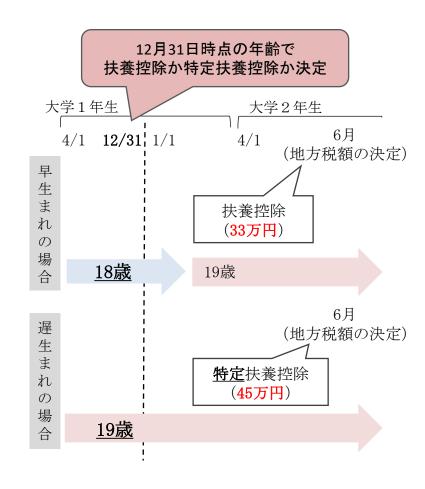
電話:03-5253-4111 (内線3351)

Email: qafutankeigen@mext.go.jp

本政令改正について(早生まれの学生等の生計維持者の収入額の算定方法の見直し)

現状

- 〇高等教育の修学支援新制度で実施している学資支給金及び授業料等減免の詳細は政令で定められており、<u>その支援額については、学生等の生計維持者の収入から所得控除を差し引いた「課税標準額」を基準に判断</u>。
- 〇この所得控除には、<u>16~18歳の子供を扶養している人が受けられる</u> 「扶養控除(33万円)」と、19~22歳の子供を扶養している人が受 けられる「特定扶養控除(45万円)」があり、12万円の差額が存在。
- 〇税の仕組みとして、年齢の判断は前年の12月31日時点で行われるため、例えば同じ大学2年生であっても、1年生の12月31日時点で18歳の早生まれの学生等の生計維持者には「扶養控除」が適用される。一方で、19歳の遅生まれの学生等の生計維持者には「特定扶養控除」が適用されることとなるため、収入等の条件が同一であるのにもかかわらず判定結果が異なる場合が生じ得る。



本改正の趣旨

上述の控除の差額(12万円)を是正すべく、早生まれの学生等の生計維持者の収入額の算定方法を見直す。

今後の予定

施行:令和4年10月1日(土)※毎年、高等教育の修学支援新制度の支援区分の見直しを10月に行っているため。